

令和8年度

名張市社会福祉協議会 事業計画

【概要版】

はじめに

近年、核家族化や地域コミュニティの繋がり希薄化による社会的孤立、「8050」問題、ダブルケア、引きこもりのほか、地域過疎、度重なる災害、物価高騰など先行きの見えない社会情勢の中、これまでの福祉政策が整備してきた、子ども・高齢者・障がい者・生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは、人びとが持つ様々なニーズへの対応が困難になってきています。また、我が国は、いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる人たちがすべて75歳以上の後期高齢者となり、今後、福祉の需要はますます高まっています。

このような状況の中で、国では既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」を創設しました。

2040年には、現代社会とは大きく相違する社会が想定されており、地域経済や商業、インフラ、教育に文化活動なども大きく変異していることが見込まれ、当然に福祉も現在とは違う仕組みづくりが求められます。

名張社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、名張市と地域福祉の推進に当たり理念や施策の方向性を共有し、「第5次名張市地域福祉（活動）計画」を両者で一体的に策定し、より効果的に施策を推進していくこととしました。

また、介護保険事業や保育事業では、安心して質の高いサービスの提供に努め、利用者の確保等により事業経営の健全化に努めるとともに、職員の処遇改善の促進に取り組んでいます。

今後、「第5次名張市地域福祉（活動）計画」に基づき、地域の生活課題の解決のため、地域づくり組織、民生委員児童委員、ボランティア団体、福祉関係団体等との協働により事業を進め、本会の基本理念である「誰もが、住み慣れたまちで、安心して自分らしく暮らせる福祉のまちづくり」をめざし、役職員一同、市民の信頼と本会の存在意義を示すことができるよう取り組んでいきます。

2026年（令和8年）4月

社会福祉法人
名張市社会福祉協議会
会長 杉本 丈夫

事業計画 目次

I. 名張市社会福祉協議会の使命（理念）と各部門の事業方針	1
II. 課別事業計画	
1. 総務（法人本部）課	2
2. 地域福祉課	4
・地域福祉係	5
・生活支援係	7
3. 介護支援課	9
4. 昭和保育園	11

I. 名張市社会福祉協議会の使命（理念）と各部門の事業方針

[P.1]

法人としての基本理念

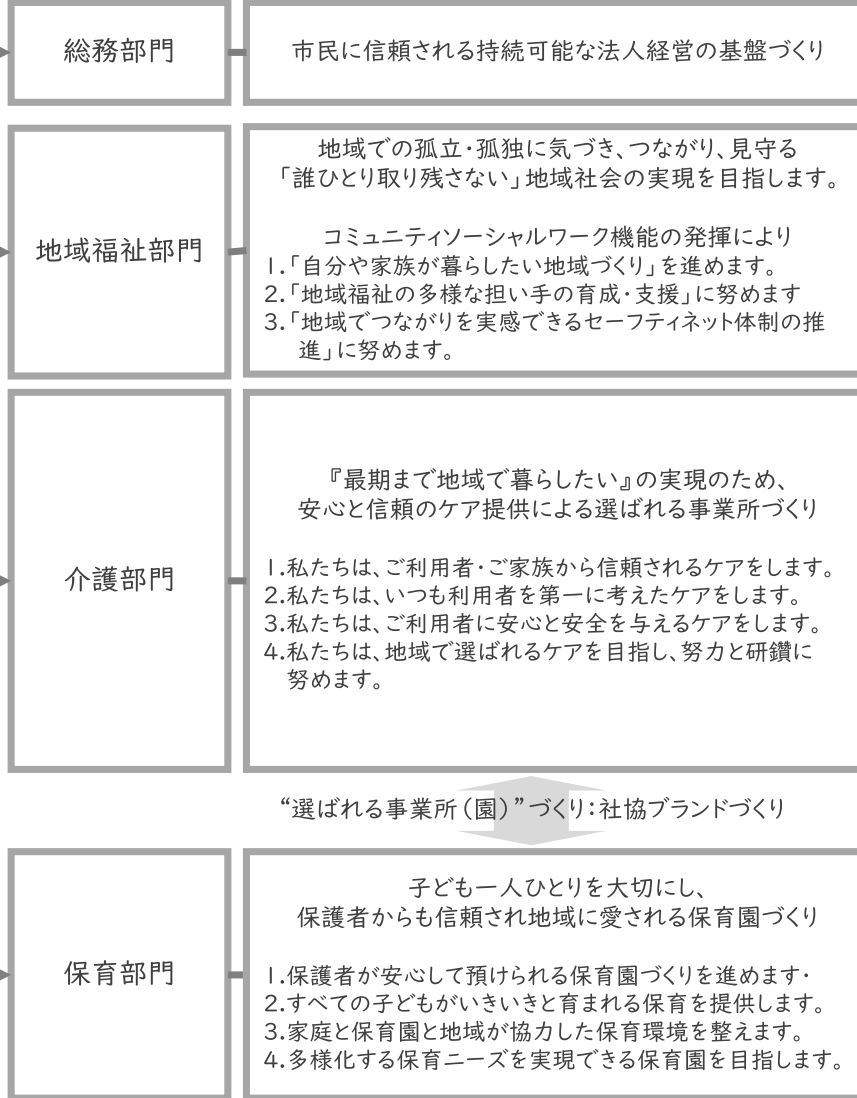
当会の使命

誰もが 住み慣れたまちで 安心して
自分らしく暮らせる 福祉のまちづくり

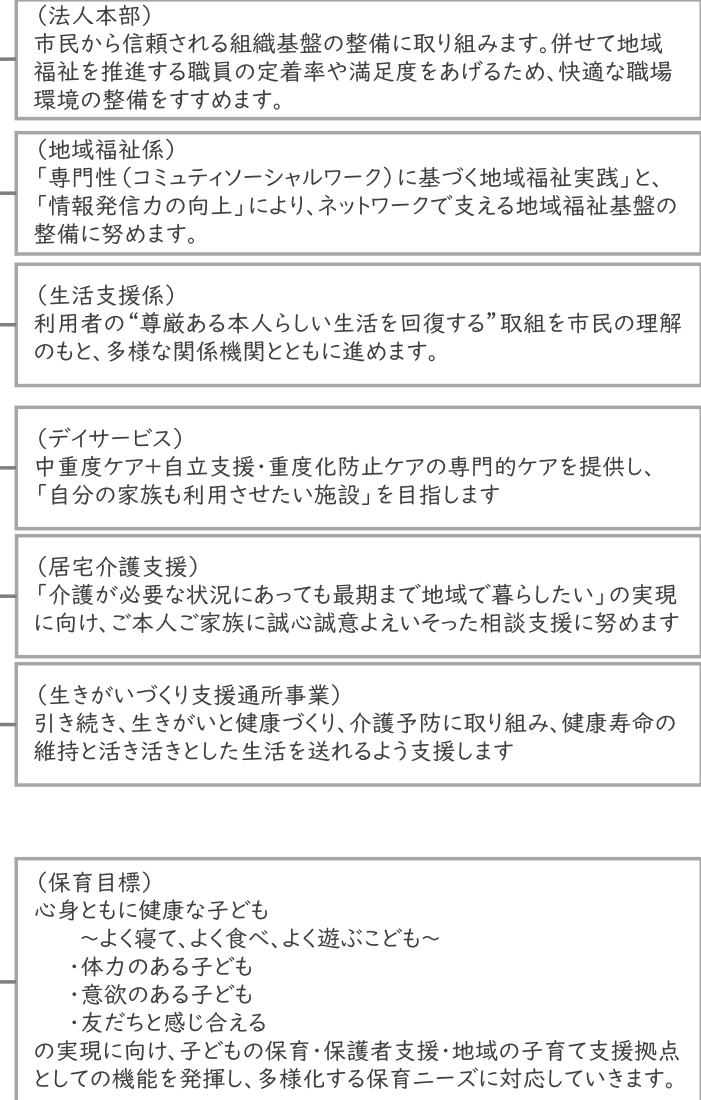
～地域共生社会の実現に貢献します～

誰もが	暮らすすべての人が (一人ひとりを大切に)
住み慣れた まちで	生まれ育った人はもちろんのこと 移り住んだり、呼び寄せられた人にとっても
安心して	身近な人などだれかと “つながり”を感じながら
自分らしく	誰かに認められ、 自分の意思が尊重され
暮らせる	役割や生きがいをもって生活を営む

部門別基本方針



事業別基本方針・目標



1. 総務課（法人本部）

[P.2]

(1) 令和8年度の事業推進方針

当会の使命や理念、基本方針を役職員で共通認識し、地域福祉関係者等の協力を得て事業・活動を進めるとともに、幅広い意見を反映し組織運営にあたります。

法人経営の課題に対しては、限られた経営資源を効果的、効率的に活用しつつ、組織基盤の立て直しに取り組みます。

また、将来の当会を担う優秀な人材確保と地域福祉課題の変化に適切に対応できる人材の育成に努めるとともに、ICT（情報技術）を活用した業務効率化の推進などにより、長時間労働の縮減や休暇取得の促進などワークライフバランスの取り組みを進めることで、職員のモチベーションと組織力の向上を図ります。

(2) 令和8年度の重点目標

1. 経営マネジメント体制の見直しと適正な会務運営
2. 地域福祉活動財源の確保と健全で安定的な財務基盤の確立
3. 人材育成と業務の標準化による人材の確保・定着促進
4. 経営改善・事業継続に向けた取組みの推進
5. 生産性の向上・ICT化推進・情報セキュリティ
6. 安心・安全な施設管理の徹底

(3) 総務課（法人本部）の事業体系

【6つの重点事業】

【重点事業推進目標】

市民に信頼される持続可能な法人運営の基盤づくり

1. 経営マネジメント体制の見直しと適正な会務運営

当会を構成する各拠点事業が組織目標の実現に向けて、最も効果的に達成できるように導く経営管理体系の基盤強化と幅広く地域福祉関係者等からの意見を反映した組織運営にあたります。

2. 地域福祉活動財源の確保と健全で安定的な財務基盤の確立

住民、ボランティア等の福祉活動を支えるため、会費、寄附金、共同募金配分金の「民間財源」、補助金、委託金等の「公的財源」、介護報酬、保育委託料等の「事業収入財源」の確保、活用を図ります。

3. 人材育成と業務の標準化による人材の確保・定着促進

人材育成の計画的な実施と業務の標準化を策定し、人事考課制度・目標管理制度の運用の実施状況を確認します。また、最低賃金の引き上げなどに対応した給与制度の改正や高年齢者の活用に合わせ定年制度の見直しをすすめます。

4. 経営改善・事業継続に向けた取組みの推進

委託事業・指定管理事業を受託する際には、業務に応じ、人件費、事務費、事業費、管理費、租税公課等を適切に算定し、必要な委託費を確保し、サービスの向上、事業継続に向けた取組みをすすめます。

5. 生産性の向上・ICT化推進・情報セキュリティ

人手不足の中でも福祉サービスの質の維持・向上を実現するため、業務手順等の見直しを図ります。また、従来の紙媒体での情報のやりとりを抜本的に見直し、ICTを福祉現場のインフラとして積極的に導入します。

6. 安心・安全な施設管理の徹底

名張市総合福祉センターふれあいの施設設備の老朽化が著しいことから、継続して設備の更新や大規模改修を名張市とも協議し、総合福祉センターふれあいの安全管理を一層充実させていきます。

市民に信頼される持続可能な法人運営の基盤づくり

【6つの重点事業】

【13の推進項目】

【取組 概要】

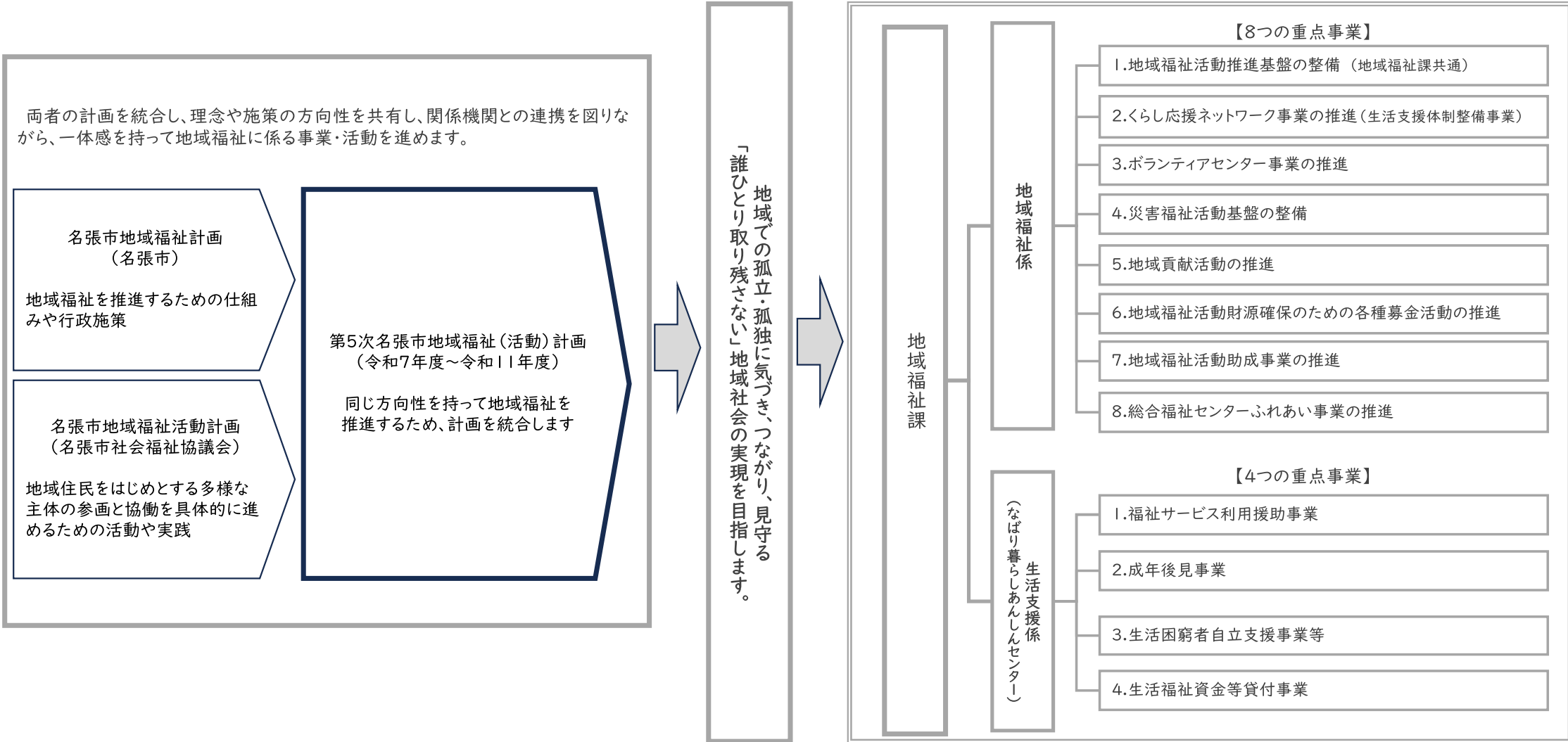


2. 地域福祉課（全体事業構造）

第5次「地域福祉活動（活動）計画」を名張市と一体的に推進

名張市社協地域福祉部門
としての基本理念

地域福祉（活動）計画とも連動した事業体系
（2係13の重点事業で構成）



① 地域福祉課（地域福祉係）

(1) 令和8年度の事業推進方針

進行する少子高齢化、人口減少、平均世帯構成人数の減少や様々な社会情勢による経済的影響は、生活困窮者の増加や社会的孤立など、地域生活課題は複雑化・多様化・潜在化しています。

令和6年4月1日から『「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す』とした、「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。

また、令和6年能登半島地震で得られた教訓を反映することを主眼とした「改正災害対策基本法・改正災害救助法」が成立し、被災後も人の生命と尊厳が守られるべきであるとし、「場所（避難所）の支援」から、「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換するという理念が提示されています。

名張市社協地域福祉係は、多くの事業を抱えていますが、全ての事業や活動が「誰一人取り残さない孤独・孤立のない地域社会の実現」という目標（インパクトゴール）達成に向けて、「コミュニティソーシャルワーカーとしての自覚と専門性の向上」・「推進目標達成のための計画的な事業推進」・「情報発信力の向上による、社協事業の利用者・協力者の拡大」の3つの重点課題を意識し、地域福祉活動の推進に努めます。

(2) 令和8年度の重点目標

総花化した事業を体系的に整理し、重点事業別に事業を推進します。

1. 地域福祉活動推進基盤の整備（地域福祉課共通）
2. 暮らし応援ネットワーク事業の推進
3. ボランティアセンター事業の推進
4. 災害福祉活動基盤の整備
5. 地域貢献活動の推進
6. 地域福祉活動財源確保のための各種募金活動の推進
7. 地域福祉活動助成事業の推進
8. 総合福祉センターふれあい事業の推進

(3) 地域福祉課（地域福祉係）の事業体系

【8つの重点事業】

【重点事業別推進目標】

誰一人取り残さない孤独・孤立のない地域社会の実現

総花化した事業を体系的に整理

1. 地域福祉活動推進基盤の整備
(地域福祉課共通)

コミュニティソーシャルワークに基づく、計画的で、柔軟な地域福祉実践のための基盤整備に努めます。

2. 暮らし応援ネットワーク事業の推進
(生活支援体制整備事業)

地域生活課題の把握と地域生活支援サービス活動団体の課題把握を行い、連携による解決に向けた取組み（見守り活動や居場所づくり活動等）の充実を図ります。

3. ボランティアセンター事業の推進

社協ボランティアセンターの役割を再整理し、「誰もが気軽に相談や活動が出来る」機能や「誰もが活動できる環境づくり」機能を発揮し、あらゆる人たちの社会参加を応援します。

4. 災害福祉活動基盤の整備

令和6年能登半島地震への対応と、この地震災害の取組みも踏まえた災害ボランティアセンターの機能や役割を整理し、実効性ある活動基盤の整備に努めます。

5. 地域貢献活動の推進

福祉関係団体や当事者・家族会組織等への支援や社会福祉法人連絡会などとの連携による公益的な取組みなど、社協の協議会組織としての特性を生かした地域貢献活動を進めます。

6. 地域福祉活動財源確保のための各種募金活動の推進

社協会費、共同募金活動等を主体にしたによる地域福祉活動財源の確保に努めます。募金の趣旨や配分・活用内容の啓発により、資金募集の理解と協力を広げます。

7. 地域福祉活動助成事業の推進

住民から募った募金や社協会費、寄付金等を、地域福祉活動に役立てることで、活動の活性化と継続支援を図り、その活動の周知啓発と各種募金活動の理解を広げます。

8. 総合福祉センターふれあい事業の推進

公平性と安全に基づく適正な貸館運営と、社協の総合窓口としての機能強化に努めます。。また3Fの交流スペースを活用した多世代交流事業等を新たに推進します。

- コミュニティソーシャルワーカーとしての自覚と専門性の向上
- 推進目標達成のための計画的な事業推進
- 情報発信力の向上による、社協事業の利用者・協力者の拡大

【地域福祉課（地域福祉係）の事業体系】

【8つの重点事業】

【27の推進項目】

【取組 概要】

【P.7~P.12】

誰一人取り残さない 孤独・孤立のない地域社会の実現	1.地域福祉活動推進基盤の整備 (地域福祉課共通)	1.課運営管理体制の基盤整備 2.専門性に基づく実践 3.計画的な地域福祉活動の推進	・運営管理体制の整備 ・コミュニティソーシャルワーカーとしての専門性向上・個別支援実践地域実践の検証と実践への反映 ・アウトリーチ機能の向上・コミュニティソーシャルワーカーの適性配置
	2.くらし応援ネットワーク事業の推進 (小地域福祉ネットワーク事業)	1.包括的な相談支援体制の強化 2.地域生活課題の把握 3.生活支援・介護予防サービスの支援 4.孤独・孤立を防ぐ居場所づくり事業の推進	・事業別事業計画の策定による確実な事業推進 ・事業別事業計画と連動した課(係)事業計画の策定による達成目標の共有と年間工程の共有(確実な事業・活動の推進) ・生活支援コーディネーターの配置・様々な課題への対応力強化 ・各地域での地域福祉実践、地域生活課題の把握と顔の見える関係づくり・地域実践の把握と社協としての情報発信 ・生活支援、介護サービスの現状把握・介護予防、健康づくり活動の推進・担い手養成 ・「地域見守り研修会(仮称)の実施・社会とのつながりが困難な方にエンディングノートを活用した相談座談会の実施
	3.ボランティアセンター事業の推進	1.ボランティア活動を支える基盤づくり 2.誰もが気軽に活動できる基盤づくり 3.福祉の心を育む人づくりとボランティアを担う人づくり	・ボランティアコーディネーターの配置と役割の明確化・ボランティアセンター運営委員会の実施 ・情報発信力の強化・相談調整・ボランティア活動支援 ・関係機関との連携協力体制づくり・ボランティア交流と啓発活動の推進
	4.災害福祉活動基盤の整備	1.災害ボランティアセンター運営体制の整備 2.救急医療情報キットによる地域要支援者の把握	・福祉協力校との連携による福祉教育の推進・高校生大学生等が担い手として活躍できる場をつくる・福祉教育メニューの実施・リソースパートナーの協力拡大・出前講座を超えた福祉教育プログラムの開発・情報発信
	5.地域貢献活動の推進	1.福祉団体等の自立運営支援と協働 2.当事者等関係団体との連携・支援 3.社会福祉法人ネットワークによる公益的な取組みの推進 4.おもちゃ図書館の運営 5.日本赤十字社名張市地区事業の推進 6.その他の地域貢献	・多様な関係者による運営体制の確立・名張市とのパートナーシップによる実効性の高い運営基盤の確立・災害ボランティアセンター運営力の強化・災害時ボランティア人材の確保育成・三重県社協及び合同会社HUGKUMIとの連携・平時と有事を切り離さない取組みの推進・人材確保と受援力向上の取組み・被災地支援・災害時のささえあいつながり体制の強化・地域住民の防災意識向上災害ボランティアセンターの発信
	6.地域福祉活動財源確保のための 各種募金活動の推進	1.名張市共同募金会委員会事業の推進 2.善意銀行の適正管理 3.地域福祉活動財源としてのファンドレイジング等のあり方 検討と取組み推進	・普及啓発・管理システムの運用更新・民営委員児童委員の協力による利用者の情報更新と見守り ・利用者状況の分析と災害時活用方策の検討 ・共同事務局としての支援(4団体共通)・名張市身体障害者互助会への支援・名張市老人クラブ連合会への支援 ・名張市遺族連合会への支援・名張保護司会への支援・各種大会等の開催支援
	7.地域福祉活動助成事業の推進	1.地域福祉活動助成事業 2.地域づくり組織活動助成事業 3.歳末たすけあい運動配分事業 4.地域福祉活動支援備品貸出事業	・家族介護者の会「楓の会」との協働・精神障がい者家族会「なばるの会」の活動支援 ・名張市社会福祉法人連絡会との連携協働・県域ネットワークによる取組み ・おもちゃ図書館の運営 ・赤十字運動の理念と活動普及・災害対応 ・とれたて名張交流館運営協力
	8.総合福祉センターふれあい事業の 推進	1.貸館業務の適正実施と社協窓口としての機能協会 2.企画事業・自主事業の推進	・適正な皆無運営・三重県共同募金会との連携・広報啓発顕彰の実施・募金運動の展開・災害発生時の取り組み ・寄付金品の適正管理・計画的な運用 ・ファンドレイジング等による地域福祉財源調達推進 ・身近な地域における福祉活動への取り組みやボランティア団体、当事者や家族等の団体活動を支援する助成 ・地域づくり組織の地域福祉活動を支援するための助成 ・年末年始に支援を要する方を対象とした見守り活動や交流事業を支援するための助成 ・地域福祉活動に活用できる各種備品の貸出

② 地域福祉課（生活支援係）

[P.13]

推進強化の基本3本柱

①就労支援の拡充 ②住まいの相談窓口の強化 ③身寄り問題

(1) 令和8年度の事業推進方針

少子高齢化が進む中、地域ではひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、転居や入院・入所時の保証問題、ひきこもり、8050問題、不安定な雇用など、貧困や格差等、複雑かつ多様な生活・福祉課題が顕在化しています。また、物価上昇に賃上げが追い付かず、今まで生活できてきた年金生活者や低所得者の生活が困窮、また老若男女問わず孤独・孤立問題の深刻化をすすめ、社会的脆弱性を抱えた人の生活に与える影響は少なくありません。なばり暮らしあんしんセンターでは、今までも生活福祉資金貸付や住居確保給付金、緊急食糧支援など住民、関係者の支援を受け重層的なセーフティネットとなるよう活動してきました。今後も、生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業や成年後見事業などの実践を通じ、構築してきた地域での連携、ネットワークを基盤とし、利用者の“尊厳ある本人らしい生活を回復する”取組みを進めます。

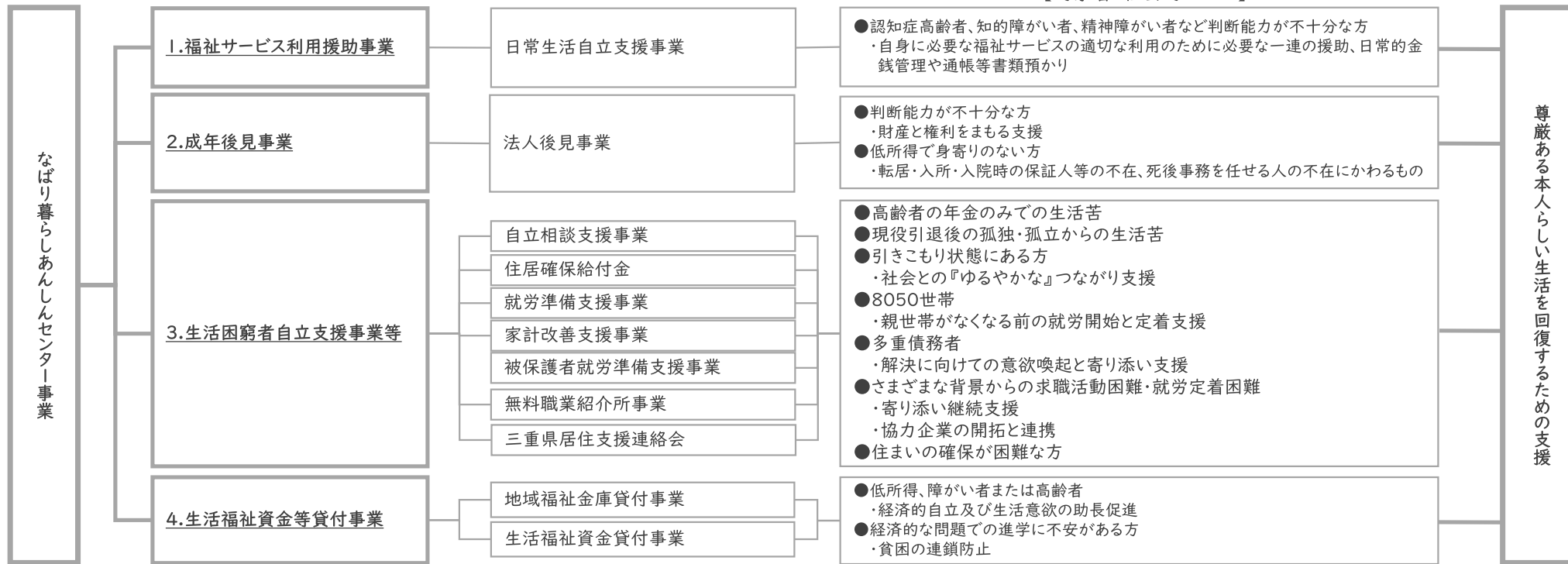
(2) 令和8年度の重点目標

- 多様な生活・福祉課題に対応するための基盤を整備します。
- 認知症や知的障がい・精神障がい等があっても、地域で安心して暮らせるための伴走型（寄り添い）支援を進めます。
 - 福祉サービス利用援助事業
 - 成年後見事業
- 生活困窮者支援を通じ、社会的孤立の防止に努めます。
 - 生活困窮者自立支援事業
 - 生活福祉資金等貸付事業

(3) 生活支援系の事業体系と運営体系

【なばり暮らしあんしんセンターの事業構成】

【対象者・社会的ニーズ】



【5つの重点事業】

【15の推進項目】

【取組 概要】

なばり暮らしあんしんセンター事業



3. 介護支援課

(1) 令和8年度の事業推進方針

介護支援課は「高齢者生きがいづくり事業」、「居宅介護支援事業」、「デイサービス事業」の3事業で構成されています。⇒下記「(3) 介護支援課の事業体系」参照。

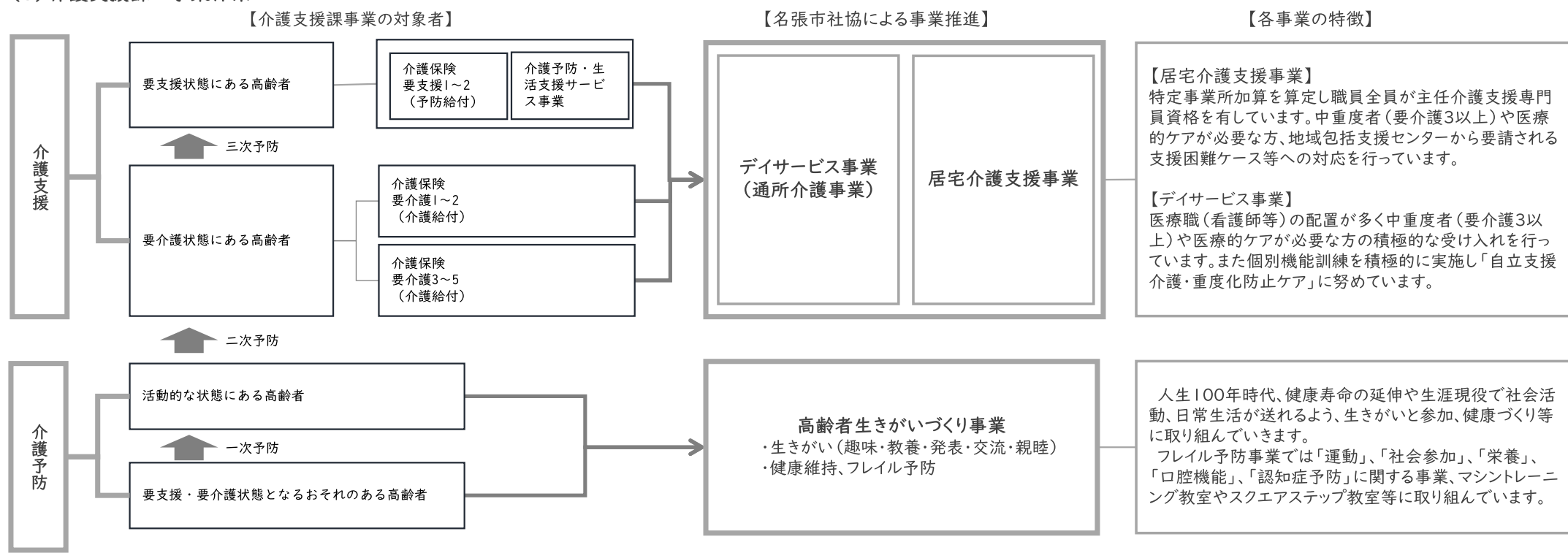
これまで取り組んできた「自立支援介護・重度化防止ケア」を今年度も継続しサービスの質の向上に努めます。高品質なサービス提供により「選ばれる事業所」づくりを推進し健全経営の基盤整備に努めます。

今後想定される南海トラフ地震、水害の危険度が高い地域性、感染症等、利用者や市民の生活や事業継続が危ぶまれる要因が多く見受けられます。法人内はもとより関係機関や地域との連携を強め「自然災害、感染症等に強い事業所」づくりに努めます。

(2) 令和8年度の重点目標

- サービスの質の向上による「選ばれる事業所」づくり
 - 介護保険事業：「自立支援介護・重度化防止ケア」の提供と利用者確保
 - 「高齢者の生きがいづくり事業」の実施
- 自然災害・感染症等に強い事業所づくり
- 職員育成、業務の標準化及び効率化
 - 人材育成
 - 事業推進基盤の強化
 - 業務の標準化、生産性の向上

(3) 介護支援課の事業体系



(3) 介護支援課の事業体系

【P.17~P.20】

【5つの重点事業】

【14の推進項目】

【取組 概要】

『最期まで地域で暮らしたい』の実現のため、安心と信頼のケア提供による選ばれる事業づくり

選ばれる事業づくり

健全経営体制の基盤整備

1. 老人デイサービス事業
(通所介護事業)

- 1. 事業目標の達成
- 2. 特徴あるサービス提供による他事業所との差別化

・日平均目標の設定(年間営業日数:308日) ・無垢表達成(利用者確保)に向けた取組み(市内居宅介護支援事業所等に向け事業特性や空き情報の提供による利用者確保、入院やショートステイ利用による欠席時の効率的な利用等柔軟な対応による利用者確保、障害サービスから介護保険サービスへの移行支援ケースの受入れ等多様なケース対応、専門性の高いニーズに対し「断らない」をモットーにした対応)

2. 居宅介護支援事業

- 1. 事業目標の達成
- 2. 質の高いケアマネジメントの実施

・専門サービス(各種加算ケア)の提供による差別化(中重度ケア機能訓練等多様なニーズに応えるための専門サービスの提供、口腔機能向上連携加算の算定個別機能訓練の入浴介助加算Ⅱの提供検討) ・自立支援・社会参加につながるレクリエーション・交流事業の実施
・保険外サービスの提供 ・質の高いサービス提供体制の確保

・月平均目標の設定(月平均利用者数:178人)

・中重度者を主体としたケアマネジメントの実施 ・質の高いケアマネジメントの提供体制の確保
・中重度者医療対応看取り期等での適正なケアマネジメントの実施
・困難ケースの受入れと対応の標準化

3. 高齢者生きがいづくり事業

- 1. 施設管理と利用促進
- 2. 生きがい事業の推進
- 3. 健康維持・フレイル予防の推進

・年間延利用者数の設定(8,195人) ・利用啓発利用促進 ・施設管理・安全管理
・多世代交流事業

・利用者への相談・見守り・安全管理の適正実施 ・施設設備の利用による各種交流機会の提供
・各種教室サークル活動の実施 ・各種発表、大会の実施
・地域活動との連携(開催調整、協力等)

・介護予防に関する知識の普及啓発 ・利用者状態の把握 ・介護予防に係る運動等、介護予防に関する教室相談の開催 ・担い手としての社会参加機会の提供(募集と活動支援)
・関係機関との連携による介護予防の推進

1. 自然災害・感染症等に強い事業づくり

- 1. 自然災害への対応強化
- 2. 感染症への対応強化

・危機管理(災害時対策)体制の整備
・自然災害BCPの運用及び更新

・対策体制 ・発生・まん延時を想定した取組み強化 ・感染BCPの運用及び更新

2. 職員育成、業務の標準化及び効率化

- 1. 事業推進基盤の強化
- 2. 業務の標準化
- 3. 人材育成
- 4. 業務の効率化(生産性の向上)
- 5. 事業継続に向けた取組み

・課内の管理体制の強化

・日常業務の標準化に向けた取組み ・サービス評価 ・コンプライアンス管理
・苦情事故への取組み強化

・目標管理制度人事考課制度によるキャリア支援 ・専門性の担保
・要員計画の策定と人材育成計画の策定

・業務ICT化の整備と運用による業務省力化
・法人本部との連携によるバックオフィス業務の省力化推進

・設備の老朽化 ・利用者ニーズの多様化 ・人材確保と定着

4. 昭和保育園

[P.21]

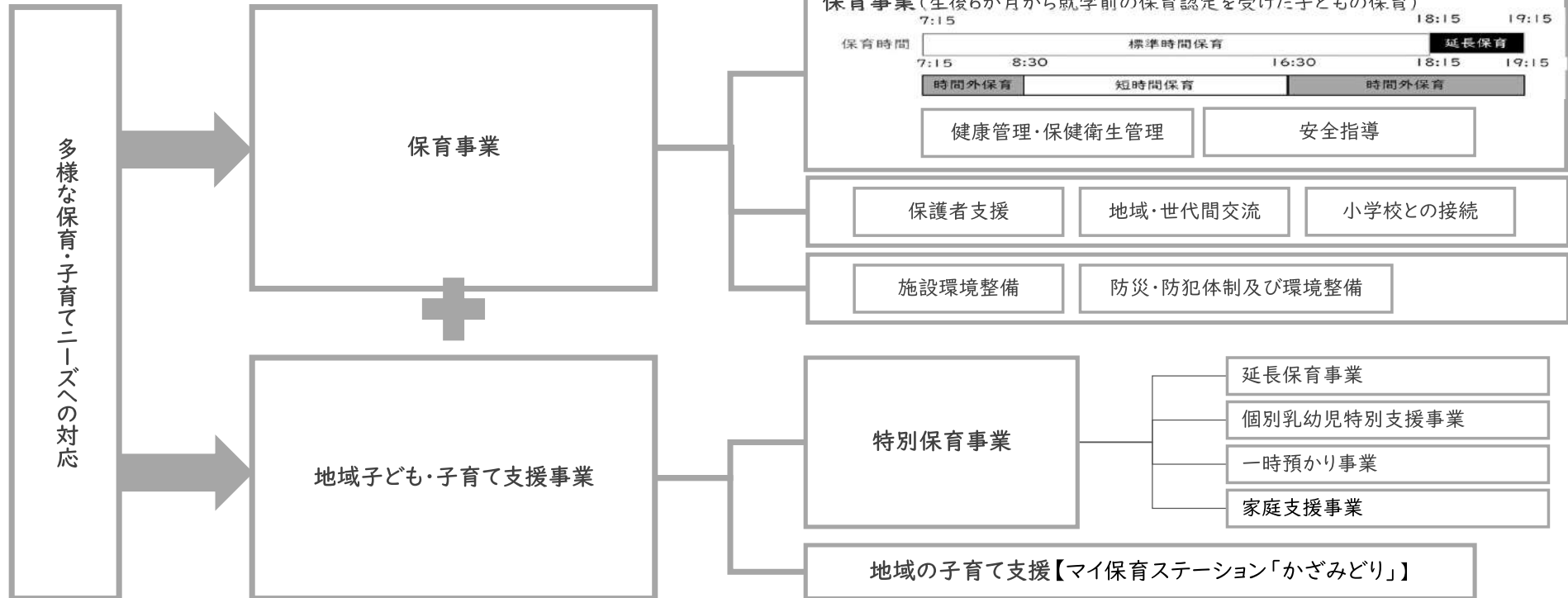
(1) 令和8年度の事業推進方針

保護者の就労等により保育を必要とする児童(生後6ヶ月から就学前まで)を保育するとともに、多様化する保育ニーズの担い手として、名張市マイ保育ステーション事業(マイ保育ステーション「かざみどり」)の運営を通して、地域の子育て支援に貢献していきます。また、少子化が進行する社会状況の中、低年齢児を中心とした保育ニーズに的確にこたえる体制を整えていきます。次年度も定員を満たす入園児が見込まれる状況を踏まえ、乳児保育の質の向上を重点に、常勤保育士を軸とした安定した職員体制のもと、専門性の向上と丁寧な保育実践を継続していきます。併せて、施設の老朽化への計画的対応を進めるとともに、市内の少子化の動向を注視しながら、持続可能な園運営の在り方について検討していきます。

(2) 令和8年度の重点目標

1. 運営体制の強化に努めます
2. 特別保育事業の強化に努めます
3. 地域の子育て支援(マイ保育ステーション)の充実に努めます
4. 保育の質の向上と人材育成に努めます
5. 持続可能な保育運営の推進に努めます

(3) 昭和保育園の事業体系



[昭和保育園の事業体系]

【5つの重点事業】

【20の推進項目】

【取組 概要】

[P.22~P.23]

子ども一人ひとりを大切に、保護者からも信頼され地域に愛される保育園づくり

1. 運営体制の強化

1. 保育目標の実現に向けた保育の実施
2. 健康管理の推進
3. 保健衛生環境の充実
4. 施設環境整備の推進
5. 防災体制の強化と交通安全指導の推進
6. 保護者支援
7. 地域及び世代間交流
8. 読書活動の推進
9. 小学校との接続

- ・保育全体計画、年間指導計画、食育計画、安全計画の作成と計画的カリキュラムの展開 ・月案、週案に基づく保育実践と評価反省を踏まえた保育実践の展開
- ・常勤看護師による健康管理の徹底 ・外部機関との連携（内科・歯科検診、尿検査、5歳児検診）
・保護者への健康状況等報告と保健だよりの発行（月1回）
- ・感染対策ガイドライン及び昭和保育園感染症ガイドラインに則った感染対策の徹底、衛生備品の計画的な購入と管理 ・除菌機能付き害虫駆除機の設置による衛生環境の維持
- ・計画的な保育環境整備（保育室及び園庭環境の整備、厨房器具の入替及び修繕等）
- ・施設機能強化費を活用した防災備品の充実 ・避難訓練と消火訓練の実施
・非常（土砂）災害の避難訓練の実施 ・消防署員、警察署員、交通安全協力員による指導
- ・保護者面談、クラス懇談、保育参観による保育の共有 ・保育ICTサービスの活用による保育の共有 ・発達支援や育児不安等に対する外部機関との連携による支援 ・虐待防止対策における外部機関との連携
- ・保育園周辺地域の行事に参加 とのふれあい交流 ・小中高生の職場体験やインターシップの受入
・デイサービス「ふれあい」との交流
- ・市立図書館の利活用 ・おはなしの会（えほんのとびら）の開催 ・えほんだより発行による啓発活動
・乳幼児の発達に即した絵本の計画的購入と維持管理
- ・就学前教育の取組み（「ぱりっ子ピカピカ小1体験プロジェクト」参加） ・名張小学校との交流
・保育所保育要録、支援の移行シートの作成と引継ぎ

2. 特別保育事業の強化

1. 延長保育事業の推進
2. 個別乳幼児特別支援事業の推進
3. 一時預かり事業の推進
4. 家庭支援事業の推進

- ・保護者の就労などの事情に応じた保育時間の延長
- ・通園が可能な心身の障がいのある子どもの受入
・発達支援コーディネーターの配置と各関係機関との連携によると個別保育の充実
- ・未就園児を持つ親が一時的に保育を必要とする場合に利用できる預かり保育の実施
- ・家庭支援推進保育士を2名配置 ・支援家庭の実態把握及び関係機関との連携強化

3. 地域の子育て支援の充実

1. マイ保育ステーションの充実

- ・親子が集い雰囲気の中で語り合い相互に交流を図る場を提供（発達に応じた環境の提供） ・看護師・保育士による健康相談や育児相談の実施 ・イベントの実施 ・市内他拠点や関係機関との連携による情報共有

4. 保育の質の向上と人材育成

1. 保育の質の向上
2. 人材育成
3. 働きやすい職場づくり

- ・各クラスの保育の共有から学び合いにつながる園内公開保育の実施 ・計画的な園内研修（障がい・人権・乳児・幼児等）の実施 ・外部研修による技能、知識の習得と学びの共有
- ・人事考課制度及び保育士キャリアアップ制度によるキャリア支援 ・職責や役割に応じた目標達成に向けた支援
・年2回以上の面談により自己実現できる働きやすい環境づくりをサポート
- ・保育ICTサービスの活用による業務効率化 ・計画的な年次有給休暇の取得サポート
・職員の仕事と介護・子育て等の両立等ワークライフバランスの推進

5. 持続可能な保育運営の推進

1. 業務遂行の効率化
2. 保育環境の再整備
3. 未来を見据えた保育園づくり

- ・ICTの活用によりタスク自動化を進め日々の事務作業の負担軽減 ・タブレット増設による業務の効率化
・保護者と共有する連絡帳機能帳票管理、Wi-Fi環境の再整備
・手ぶら登園の推進、保護者・保育士の荷物準備の負担軽減
- ・室内照明のLED化による明るい保育環境の保障 ・天候に左右されず運動遊びができる環境の確保 ・遊具のリニューアルと主体的な遊びを支える環境の充実 ・現状の保育を維持しながら保育環境をアップデートさせて「選ばれる園づくり」に取り組む
- ・自園の強みを活かし「地域とともに歩む園づくり」を目指して園の在り方について内部で検討する